地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み

制度概要

○　市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。

○　この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、**令和６年４月から、**

・**市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること**

・**都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと**

をできることとした。

スキーム

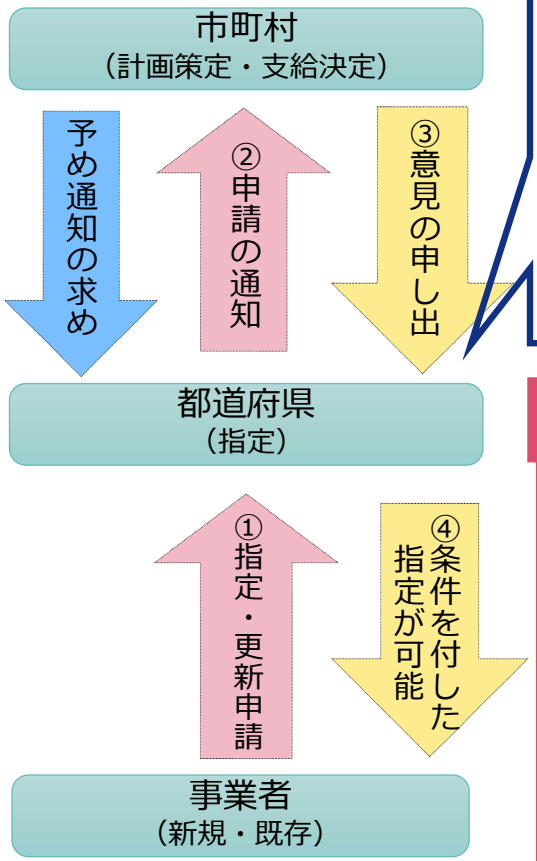

想定される条件（例）

⑴　市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、**事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求める**こと

⑵　市町村の計画に**中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進める**こと

⑶　**サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供**すること

⑷　計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加する**こと

制度の活用について

○　**都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。**

○　**指定都市及び中核市においても、**市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、**事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。**

○　なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。

・制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること

・市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの具体的内容

改正後の障害者総合支援法の条文

※ 第６項から第８項までを新設

第三十六条　（略）

６　関係市町村長は、**①主務省令で定めるところにより**、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

７　関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、**②主務省令で定めるところにより**、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

８　都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※　指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

①通知の求めの具体的内容

⑴市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。

- 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
- 通知の対象となる区域及び期間
- その他当該通知を行うために必要な事項

⑵市町村長は⑴の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。

⑶都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。

- 事業所の名称及び所在地
- 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（更新の場合には更新の予定年月日）
- 利用者の推定数
  （※利用者の推定数が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。）
- 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用時間並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。）

②意見の申出の具体的内容

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

⑴　意見の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）

⑵　都道府県知事が指定又はその更新を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由

⑶　条件の内容

⑷　その他必要な事項

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定についても同様。

意見申出制度の運用フロー

地域のニーズに即したサービス提供体制確保のため、積極的に検討いただきたい

市町村

都道府県

管内市町村に対して、予め通知を求めるかを明示的に照会

事業所

予め通知の求め

予め通知の求め（通知届出書の提出）

①

②

通知の求めをするか照会

計画に記載されたニーズに基づき意見の内容を検討
⇒計画の記載内容もよく検討いただきたい

【A県の例】
・県からの「意見通知書」の送付連絡後14日以内に意見申出書を提出。

【B県の例】
・指定（更新）予定日の前々月の15日頃までに、意見申出書を提出

【A県の例】
・事業所より指定申請の事前協議（通常指定の３ヶ月以上前に実施）がなされたら、該当の市町村に意見照会通知書を発出。

【B県の例】
・指定予定日の３ヶ月前の15日頃を目処に、新規については事業計画書及び運営規程の概要を、更新については更新事業所一覧を、対象市町村に発出。

指定手続き

意見申出書の提出

②

③

意見照会通知書の発出(意見の有無を確認)

①

指定・更新の手続きを開始

計画に基づく意見であるかなど、意見を勘案の上で必要な条件を付与

条件に反した事業者に対しては勧告及び指定取消しを行うことができる

【A県の例】
・指定通知書発出前に事業者へ事前に付与する予定の条件を伝達

サービス提供・継続

条件を付与した上で指定・更新

サービスの提供・継続

意見申出制度の活用事例

	市町村からの意見申出	根拠となる福祉計画書の記載	都道府県が付した条件
事例１	特定のサービス利用児に限らず、医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの広く積極的な受け入れに努めること。 （短期入所）	重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、県が実施する 医療型短期入所事業所促進事業などの活用も含め、市内事業者と協働して短期入所の充実を図ります。	医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。
事例２	強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。（共同生活援助）	県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を広く周知し、民間の受け皿が増えるようサービス提供体制の強化に努めます。	強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。
事例３	就労移行支援や就労継続支援Ａ型の利用を適宜促すなど就労に向けたステップアップができるような支援に努めること。 （就労継続支援Ｂ型）	通所訓練系サービスの利用者の力を最大限に伸ばしていくためには、生活介護から就労継続支援、さらには就労移行支援へといった、利用者の状態や希望に合わせてステップアップしていく利用を促していきます	障害の程度や就労への移行に合わせてステップアップできるよう支援に努めること。
事例４	障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。 （児童発達支援）	障がい児相談支援については、事業所の業務負担が大きいことがアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。	障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。
事例５	市の（自立支援）協議会に参加すること。 （各サービス）	障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、（略）、サービスの提供体制の整備に努めます。 ※共同生活援助の場合	市の（自立支援）協議会に参加すること。